

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成24年11月14日

世田谷区

### 1 業務の概要

#### (1) 件名

梅ヶ丘拠点整備事業実施方針策定に係る基礎調査業務委託

#### (2) 業務内容

区ではこれまで、都立梅ヶ丘病院跡地を対象として保健医療福祉サービスの全区的な拠点を中心に整備・展開する考え方のもとで、平成23年3月に「梅ヶ丘病院跡地利用基本構想」を策定、本年11月に「梅ヶ丘病院跡地利用基本構想・調整プラン」を策定し、跡地取得（事業化）の判断を行った。

区は、跡地取得決定後、31年度拠点施設開設に向けて事業実施方針の策定にとりかかる。

本業務は、事業実施方針を区が策定するにあたって、拠点整備に関する基本的な考え方、施設機能と具体的内容、最適な事業スキーム（枠組み）、土地利用と開発に係る基本的な計画等の検討を行うことにより、本事業の円滑な実施を支援するものである。

#### (3) 受託条件

当該業務の委託契約の相手方（再委託先を含む）は、将来の事業実施の際の事業者選定の公募には参加することができない。

#### (4) 履行期間

契約締結の日から平成25年3月31日まで（予定）

### 2 参加資格

梅ヶ丘拠点整備事業実施方針策定に係る基礎調査業務に意欲と遂行能力を有する法人等であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同令第167条の4第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、「市場・補償鑑定関係調査」又は「都市計画・交通関係調査」の共同運営格付がAのもの。

(3) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。

(6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明者の参加資格の確認により選定し、提案書の提出者とする。

### 4 提案書の審査方法

(1) 一次審査：一次審査提案書の審査により、応募者の中から二次審査対象者を決定する。(概ね3者程度)

(2) 二次審査：二次審査対象者から二次審査提案書を基にプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、事業者を決定する。

### 5 提案書を特定するための評価基準

#### (1) 一次審査

(ア) 取り組み方針・業務理解

(イ) 具体的な取り組み方法

(ウ) 業務を適切に実施するための体制

(エ) 見積り金額の妥当性

#### (2) 二次審査

(ア) 提案の実効性・実現可能性、成果物の水準・有効性、業務遂行力、その他、優れた特色や独自性

### 6 手続き等

#### (1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目2-1番27号

世田谷区梅ヶ丘整備担当部梅ヶ丘整備担当課

(世田谷区役所第2庁舎2階 23番窓口)

電話：03-5432-2939 ファクシミリ：03-5432-3017

#### (2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

期間：平成24年11月14日(水)～11月21日(水)正午

場所及び方法：世田谷区ホームページにて公開(※ダウンロード可)

及び、平成24年11月14日(水)～11月21日(水)

(午前8時30分～午後5時)は上記(1)の担当部課窓口で配付

#### (3) 参加表明書の提出期限、場所及び提出方法

期限：平成24年11月21日(水)(正午まで必着)

場所：上記(1)の担当部課窓口

方法：持参、郵送又はファクシミリまたは電子メール送信

#### (4) 応募申込書・審査用提案書の提出期限、場所及び提出方法

(ア)「応募申込書(一次審査)」について

期限：平成24年12月4日（火）（正午まで必着）  
場所：上記(1)の担当部課窓口  
方法：持参に限る。

(イ)「応募申込書（二次審査）」について

期限：平成24年12月25日（火）（正午まで必着）  
場所：上記(1)の担当部課窓口  
方法：持参に限る。

## 7 説明会の開催

- ・開催日時：平成24年11月26日（月）  
開場13：15～ 開催13：30～14：30
- ・開催場所：ひだまり友遊会館（旧老人会館）内会議室  
（東京都世田谷区若林4-37-8）世田谷線若林駅徒歩6分
- ・内 容：業務説明、提案書作成の注意事項、今後のスケジュール等
- ・申 込：不要。直接会場へ。  
なお、会場の都合により出席者は1者3名まで

## 8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6(1)の担当部課に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は募集要項による。